

桐 生 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

開 会	令和5年3月6日（月）
閉 会	令和5年3月6日（月）
場 所	市役所本館3階 特別会議室
出席者	教育長 小林 一 弘 委員 板 橋 英 之 委員 山 野 玲 子 委員 松 本 昭 彦 委員 飯 山 千 里
欠席者	なし
説明のため 出席した職員	教育部長 戸 部 裕 幸 教育部参事 飯 泉 尚 士 総務課長 小 山 貴 之 教育未来室長 原 橋 貴 史 学校教育課長 柴 塚 雄 太 教育支援室長 渡 邊 真 宏 生涯学習課長 河 合 恵 子 文化財保護課長 萩 原 清 史 図書館長 浅 野 都
事務局職員 出席者	庶務係長 山 本 江 美 子 庶務係（担当） 小 林 奈 美 子
時 間	開 会 午後 2 時 00 分 閉 会 午後 2 時 40 分

提 出 議 案		
議案番号	件 名	結 果
議案第5号	令和5年度桐生市教育行政方針案について	原案可決(全員賛成)
議案第6号	教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律及び桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例の運用に関する規則案	原案可決(全員賛成) 原案可決(全員賛成)
議案第7号	桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第8号	桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第9号	桐生市立小・中・義務教育学校及び高等学校の校長、教頭の任免に関する内申並びに桐生市立幼稚園園長の任免について	秘密会にて審議
発 言 者	発 言 内 容	
教育長	<p>はじめに、定例会開始前に市民憲章の唱和を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全員で大きな声を出すのは控えたいと考えておりますので、本日は市民憲章の唱和はなしとということでお願いします。状況が改善しましたら、市民憲章の唱和をお願いしたいと思います。なお、発言中はマスクの着用をお願いします。聞きづらいということがありましたら、聞き直していただければと思います。</p> <p>それでは、これより桐生市教育委員会3月定例会を開会いたします。ただいまの出席者は、5名であります。直ちに会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条の規定により、松本委員を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>	
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3 事務報告について を議題といたします。課ごとに順次報告をお願いいたします。</p> <p>(総務課から順次、建制順に事務報告〔コロナ対策状況報告含む〕)</p>	

教育長	ただいまの事務報告について、質疑に入ります。
板橋委員	教育研究所の「チャレンジ期間」とは具体的にはどういったことをやるのですか。
学校教育課長	教育研究所の適応指導教室に通級している子どもたちを対象に、各学期の終わり頃に日程を組み、学校への登校に向けて子ども自身がそれぞれに目標を立てて一歩踏み出してみようとチャレンジする期間になります。学校復帰については段階がありますので、子どもに合わせた支援が必要になると考えています。
板橋委員	ありがとうございます。
教育長	他にございますか。
松本委員	文化財保護課について、今年度は試掘調査で新しい発見などはありましたか。
文化財保護課長	試掘調査、発掘調査については、新発見が中々ないというのが実情ですが、地点的に面白いものが出ております。今年度は、広沢町一丁目のわたらせ養護園から一段上がった辺りで、縄文時代から平安時代にかけての大きな集落が見つかりました。これは中里後遺跡という遺跡ですが、従前は狭い範囲でしかないと思われていた集落が、試掘調査をする度に広がって行って、結果的にその辺りの地域にはかなり幅広い範囲で人が住んでいたということが分かってきました。今年は中里後遺跡を3か所調査しましたので、それらの地点での調査によりまとまった結果が出てくるという一年になりました。
松本委員	ありがとうございました。
山野委員	今年度の教育研究所による研究報告書を読ませていただきました。コロナ禍で日々公務が忙しい中、先生方が学校から教育研究所の研修へと向かう様子を想像し、大変な思いをした一年だったのだろうと感じたのですが、あとがきに、子どもたちに変化や質の高い学びがみられた、タブレットPCが使いやすく広く活用している状況が実感できた、などの生の声がかかれていて、教育研究所の研究成果が感じられました。こういった着実な成果が教員

	<p>を育て、それが子どもたちに還元されて学びの保障になるのだなと感じました。ありがとうございました。</p>
学校教育課長	<p>それぞれの課題研究班が成果を上げていたと思いますが、特にタブレット PC 活用研究班については、自分たちの研究だけでなく、研究した内容を市内で共有できるようにするということができました。昨年度はタブレット PC をとにかく使ってみるというので精一杯だったのですが、今年度は学びの導入や追究などそれぞれの場面に応じてどのようなソフトウェアを使うと効果的かなどについて、学校訪問等により支援してきました。全てにタブレット PC を使用するわけではない中で活用率が 70% を超えているということは、各校において場面に応じた活用ができていているという成果だと思います。</p>
教育長	<p>コロナやインフルエンザが治まっていれば、来年度も秋頃にこういった研究発表や生の授業をみていただける機会があると思います。</p> <p>他に質問等がありますか。</p>
飯山委員	<p>私も保健の先生方の研究報告を読ませていただき、子どもたちの様子を細かく見ていただいているなと感じました。その中に黒保根学園の校長の発表の内容に子どもの姿勢に関する指導がありましたが、コロナ禍でタブレット PC の使用が増えたり、水筒などの荷物で通学カバンが重くなったりすることにより子どもの姿勢が悪くなる、ストレートネックが心配されるという中で、学校で正しい姿勢についての指導をしてくださるというのは子どものためになると思いました。いろいろな対策をしてくださっているとは思いますが、特に体が出来上がっていない小学 1 年生や中学 1 年生などの荷物の重さや姿勢についてはこれから気をつけるように指導していただきたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>タブレット PC については活用の反面、課題も増えております。タブレット PC 自体の重さだけでなく、使用時間や自宅に持ち帰った際の使い方、情報モラル等も含めて子どもたちへの指導をしていかなければならないと考えています。これらの課題は各校で認識していると思いますので、各校と相談しながら対策を考えていきたいと思っています。</p>
教育長	<p>他に質問等ございますか。</p>

松本委員	<p>図書館の「子どもの時間」では音楽を流すということで、おそらく時間を決めてということだと思のですが、どんな雰囲気になるのでしょうか。</p>
図書館長	<p>「子どもの時間」についてですが、先日視察をした那須塩原市図書館ではおしゃべり自由・飲食自由という館内の使い方をしていて、そういった使い方は桐生市では現段階では難しいと感じましたので、代わりに音楽を流すことを思いつきました。すでに足利市の図書館では音楽を流す取組みをしまして、図書館協議会の委員の方からもやってみたらどうかというご提案をいただいておりますので、今回、子ども読書の日に合わせて実施することにしました。時間や詳細な方法はこれから検討するのですが、子どもの利用が多い時間帯は朝や夕方になりますので、そういった時間帯に2時間程度行う予定です。周りの利用者の方にも、この時間は多少騒がしいかもしれないですがご理解いただきたい旨事前にお知らせすることで、子どもの甲高い声が苦手な方や静かに利用したい方はこの時間を避けて来館していただくように促したいと考えております。また、音楽については1階の開架スペースのみ流し、2階の学習室等には影響のないようにと考えております。子どもたちには、図書館は静かに利用するところとして普段から守っていただいておりますが、音楽を流している間は友達と気軽におしゃべりしたり、家族と読み聞かせをしたりしながら楽しめる時間を作りたいと考え、この「子どもの時間」を開催いたします。詳細が決まりましたらホームページなどでお知らせしたいと考えております。</p>
松本委員	<p>子どもたちが本や図書館を身近に感じる経験として非常に良い取組みだと思います。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>日程第4 議案第5号令和5年度桐生市教育行政方針案についてを議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、議案第5号 令和5年度桐生市教育行政方針案について、ご説明申し上げます。本方針は、令和5年度の具体的な事業施策をまとめた教育行政方針を定めようとするものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。何かございますか。</p>

	(質疑なし)
教育長	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続いて、議案第6号 教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律及び桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例の運用に関する規則案を議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、議案第6号 教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律及び桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例の運用に関する規則案につきまして、ご説明申し上げます。本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、個人情報の保護に関する法律が改正され桐生市にも適用されることに伴い、桐生市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例が制定されました。これに伴い、教育委員会の所管に係る桐生市個人情報保護条例施行規則を廃止し、新たに規則を制定しようとするものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。何かございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続いて、議案第7号 桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願い</p>

<p>教育部長</p>	<p>いたします。</p> <p>ただいま議題となりました、議案第7号 桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案につきまして、ご説明申しあげます。本件は、桐生市立学校施設の使用料の減免に関する特例措置について、所要の改正を行うものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願ひ申しあげます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。何かございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続いて、議案第8号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>ただいま議題となりました、議案第8号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案につきまして、ご説明申しあげます。本件は、桐生市施設予約システムの導入により、公民館利用者の利便性を向上させ、また、事務の効率化を図るため、使用手続き等について規定するものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願ひ申しあげます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。何かございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5 次回以降の教育委員会定例会について確認いたします。4月定例会については、4月19日（水）午後2時から、市役所本館3階特別会議室での開催を予定しています。5月定例会については、5月31日（水）午後2時から、市役所本館3階特別会議室での開催を予定しています。次に、6月定例会の予定について、事務局からご提案願います。</p>
教育部長	<p>6月定例会については、6月21日（水）午後2時からの開催をご提案申し上げます。</p>
教育長	<p>6月定例会については、6月21日（水）午後2時からという提案がありました。よろしいでしょうか。</p>
	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>それでは、6月21日（水）午後2時に予定させていただきます。会場は、追って、ご連絡いたします。</p> <p>日程第6につきましては、秘密会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、日程第6につきましては、秘密会で行います。本件は秘密会となるため、傍聴規則第6条の規定により、傍聴の方々、報道の方々、議案に関係しない職員には、退場していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。暫時、休憩いたします。</p>